

国立循環器病研究センター 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2. 当センターの課題

- (1) 男性職員の育児休業取得率が50%以下である。
- (2) 管理職に占める女性職員の割合が30%以下である。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：令和13年度までに、男性職員の育児休業の取得率を70%以上にする。

< 取組内容 >

●令和8年4月～

- ・男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇及び育児休業を取得しやすいよう、職員へのポスター等で周知を徹底し、男性職員の育児参画のためのチェックシート等を活用するなど、職場と家庭の両立において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発を継続して行う。

目標2：令和13年度までに、女性職員の管理職の割合を35%以上にする。

< 取組内容 >

●令和8年4月～

- ・職員が働きやすい、職場と家庭のワークライフバランスの取れた職場環境づくりを実現するため長時間勤務の縮減等の働き方改革を継続して推進し、また、人員の適正な配置・キャリアアップを考慮する。

女性の活躍状況に関する情報公開

①採用した労働者に占める女性労働者の割合（令和7年度）※R7.4.1～R8.2.1採用者

常勤職員	非常勤職員
67.6%	65.6%

②男女の平均継続勤務年数の差異（令和8年2月）

男性	女性	全体
6.0年	5.5年	5.7年

③男女別の育児休業取得率（令和7年度）

男性	女性
47.0%	92.0%

④管理職に占める女性労働者の割合（令和8年2月）

29.3%
